

## 五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、町の魅力創出及び産業振興のために、地域特産品を開発する者に対し、予算の範囲内で五霞町地域特産品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、五霞町補助金等交付規則（令和4年五霞町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、地域特産品とは、町内で生産される原材料を加工した商品又は町内で製造され、若しくは加工される商品で、町の魅力を発信できる商品をいう。ただし、町内で製造され、又は加工される商品は、工芸品及び飲食店で提供する料理等については除き、地域キャラクター又は観光資源と連動した商品とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、交付決定年度内に終了する事業で、次に掲げる事業とする。ただし、町が実施する他の補助金の交付対象となっている事業は、補助の対象としない。

- (1) 新たな地域特産品を開発する事業
- (2) 既存の地域特産品を改良する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める事業

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者、町内に事業所を有する個人若しくは法人又は町内に住所を有する者により組織する団体。ただし、同一世帯のものによる重複申請は不可とする。
- (2) 地域特産品の販売を継続して行うことができると認められること。
- (3) 五霞町暴力団排除条例（平成23年五霞町条例第18号）に定める暴力団に関係していないこと。
- (4) 本人又は法人が町税等を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 地域特産品の開発又は改良に必要な原材料費を購入する経費
- (2) 地域特産品の開発又は改良に必要な機械器具の賃借に係る経費
- (3) 地域特産品のパッケージ又はラベルのデザイン制作に要する経費
- (4) 地域特産品を製造するために必要な機械器具の購入に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費

### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、その額は50万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金は、1補助対象者につき1回限り交付できるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定の上、五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付の決定に際し、補助金の交付する目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、五霞町地域特産品開発支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる関係書類等を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 納品書、請求書、領収書等の写し
- (2) 開発又は改良した地域特産品
- (3) 写真等
- (4) 請求書（様式第4号）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類等

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに補助事業の内容を審査するとともに、必要と認めるときは調査を実施し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示による町長の指示に違反したとき。
- (3) その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて、補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第13条 補助金の交付を受けて取得した財産は、事業完了後5年間は町長の承認を受けなければ売却、譲渡、貸与、廃棄、転用等の処分をしてはならない。

2 前項の規定に違反して財産を処分した場合には、町長は補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保存等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

五霞町長 様

申請者 所 在  
名 称  
代表者名

五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付要綱（令和8年五霞町告示第15号）第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
事業内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
事業費	円
補助金交付 申請額	円
備 考	

事業費積算基礎

項目	内容	予定額 (円, 税込)
原材料費		
機械器具費		
委託費		
PR等経費		
その他経費		
合計		

- ・原材料費 調理材料, 作成材料等の購入に要する経費
- ・機械器具費 調理用具・機械等の購入, 賃借等に要する経費
- ・委託費 デザイン費等委託に要する費用
- ・PR等経費 新商品の販路拡大等に要する経費
- ・その他経費 上記に掲げるもののほか, 町長が特に必要と認める経費

申請者

名 称

代表者名

様

五霞町長

印

五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、交付・不交付と決定したので、五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付要綱（令和8年五霞町告示第15号）第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 事業の名称

2 交付に関する事項

補助金交付決定額	円
補助金交付の条件	

3 不交付に関する事項

不交付の理由	
備 考	

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

五霞町長 様

補助事業者  
所 在  
名 称  
代表者名

五霞町地域特産品開発支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付要綱（令和8年五霞町告示第15号）第9条の規定により報告します。

記

事業の名称	
補助金の交付決定額	円
補助事業の実施による成果または見込める効果	
添付書類	1 納品書・請求書（領収書）等の写し 2 開発又は改良した地域特産品 3 写真等 4 請求書（様式第4号） 5 その他、町長が必要と認める書類
備考	

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

五霞町長 様

補助事業者  
所 在  
名 称  
代表者名

請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった補助事業について、五霞町地域特産品開発支援事業補助金交付要綱（令和8年五霞町告示第15号）第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業の名称				
補助金交付請求額	円			
振込先	金融機関名		支店等名	
	種 類			
	口 座 番 号			
	フリガナ			
	口 座 名 義			
備 考				